

2025 年 4 月 14 日
明治大学専門職大学院
グローバル・ビジネス研究科

明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科
2026 年度 4 月入学試験における出願資格の変更について

このことについて、出願資格を下記のとおり変更します。これより、「学部卒業見込みの者」や、「入学 1 年前時点で、フルタイムでの 2 年以上の実務経験を有していない者」は、出願に先立ち個別の資格審査を受けることが必須となります。また審査の結果、出願可となった者のみ出願（受験）が可能となります。

必要書類や審査受付期間等の詳細については、2025 年 8 月公開予定の「2026 年度 4 月入学（Ⅰ・Ⅱ期）明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科【MBA】入学試験要項（一般入学試験）」をご確認ください。

記

出願資格

次の①②の条件をどちらも満たす者

①職務経験に関する条件

以下の A・B のいずれかに該当する者

A: 入学 1 年前時点で、フルタイムでの 2 年以上の実務経験を有する者

B: 本研究科において、**個別の入学資格審査により**、上記 A と同等以上の能力があると認めた者

※出願資格 B となる者の例

- ・大学在学中に起業した者
- ・大学在学中に税理士試験科目を一部合格した者 など

②学歴に関する条件

以下の(1)～(10)のいずれかの条件に該当する者。

※下記(9)(10)で出願しようとする者には、出願資格審査を行います。

- (1) 日本国内の大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構(旧名称: 大学評価・学位授与機構)により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより、当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 日本国内において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣が指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号参照)

※旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者および卒業見込みの者が

該当します。

- (9) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、研究科において、所定数の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

※学校教育法第 102 条第 2 項に規定する資格を有する者の入学（飛び入学）は認めません。

- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者 ※以下の者が該当します。

- ・上記(1)～(8)のいずれかの条件に入学までに該当する見込みの者
- ・短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、各種学校の卒業者
- ・学士の学位を授与されていない者（中国の 3 年制大学（専科大学、職業学院等）のみ卒業者等）
- ・中国の自学考試卒業者
- ・その他の教育施設の修了者

以 上